

令和 7 年 度

嶺南農林漁業機械オペレーター養成研修 (大型特殊自動車(限定なし))実施要領

1 目的

嶺南地区の農林漁業者を対象として、大型特殊(限定なし)の免許取得を目的とした研修を実施し、農林漁業機械の操作技術向上を図る。

2 研修の種類

大型特殊自動車の公道走行における基本的な知識、技能の習得と大型特殊自動車免許取得に関する研修を行なう。

3 募集人員

前期、後期 各8名以内

4 研修実施計画

(1) 日 程

研修期間			備 考
【前期】			
① 班	4月14日(月)～16日(水)	3日間	
② 班	4月21日(月)～23日(水)	3日間	
【後期】			
① 班	10月20日(月)～22日(水)	3日間	
② 班	10月27日(月)～29日(水)	3日間	

※ なお、初日のオリエンテーションで班分けを行い、研修時間を決定します。

その他、必要な事項は小浜自動車学校の教習要項に準じます。

(2) 場 所

研 修	実技試験	備考
学校法人 福井県自動車学園 小浜自動車学校 (小浜市府中14-23)	同左	

※ 研修終了日の後日、実技試験を受験する(別途検定料が必要)。

(3) 受講料

83,600円(うち消費税 7,600円)

※開講日に小浜自動車学校へ持参

5 研修受講の資格

福井県内に住所があり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方で、「普通自動車運転免許」を現に有し、下記の条件を満たしていること。

ア 70才以下*で農林漁業に年間概ね60日以上従事している者。

イ 新たに農林漁業に従事しようとする70才以下*の者。

ウ 農耕用トラクター等大型特殊自動車の利用指導に従事する県、市町および農林漁業団体等の職員。

※ 定員に達しない場合は年齢要件を75歳以下とするので、申込書の提出を受付ける。

(条件) 視力が、両眼で0.7以上、且つ、一眼がそれぞれ0.3以上。又、一眼の視力が0.3に満たない場合は、他眼の視野が左右150度以上で視力が0.7以上であること。視力が基準に達していない場合は、眼鏡等により矯正すること。

6 研修受講申し込み

前記5に該当する受講希望者は、嶺南農林漁業機械オペレーター養成研修受講申込書（大型特殊自動車（限定なし））（別記様式第1号）と県、市町または農林漁業団体長等、いずれかの推薦書（別記様式第2号）を添えて申し込むものとする。

7 研修受講申し込み期限

申し込み期限は令和7年3月17日（月）（必着）とする。申込みは先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。定員に満たない場合でも、各研修区分とも、研修開始の3週間前の日で締め切る。

8 受講の決定

理事長は、前記6により申し込みのあった者に対して、審査のうえ、受講決定を通知する。

9 その他

ここ数年受講申込者が定員に満たない状況が続いております。

本年度も同様な定員割れとなった場合、その状況に即して研修を削減いたしますので、ご理解をお願いいたします。

10 申し込みおよび問い合わせ先

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター
TEL (0776) 21-8315
担当 人材・研修支援課 三谷 和弘
E-mail kensyu@fukui-affsc.jp